届出事項及び添付書類

□　老人居宅介護等事業

□　小規模多機能型居宅介護事業

□　認知症対応型老人共同生活援助事業

□　複合型サービス福祉事業

**開始の場合**根拠法令：老人福祉法第14条　老人福祉法施行規則第1条の9

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 届出様式 | 添付書類 | 提出時期 |
| 新たに事業を開始 | 様式第１ | 登記事項証明書（法人の場合）条例（市町村の場合） | あらかじめ |

**変更の場合**根拠法令：老人福祉法第14条の2　老人福祉法施行規則第1条の10

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更項目 | 届出様式 | 提出時期 |
| 1 | 事業の種類及び内容の変更 | 様式第２ | 変更の日から１か月以内 |
| 2 | 経営者の氏名及び住所の変更（法人の場合、法人名称及び主たる事務所の変更） |
| 3 | 主な職員（施設長又は管理者）の変更 |
| 4 | 事業を行おうとする区域の変更 |
| これ以降は、老人居宅介護等事業は不要 |
| 5 | 事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称の変更 |
| 6 | 所在地の変更 |
| 7 | 定員の変更 |

備考　１　「登記事項証明書又は条例」「職員の定数及び職務の内容」の変更は届出の必要はありません。

　　　２　変更に係る添付書類はありません。

**廃止・休止の場合**根拠法令：老人福祉法第14条の3　老人福祉法施行規則第1条の11

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 届出様式 | 添付書類 | 提出時期 |
| 廃止 | 様式第３ |  | 廃止及び休止の日の１か月前まで |
| 休止 |